

西郷村告示第72号

平成27年第1回西郷村議会臨時会を、下記のとおり招集する。

平成27年8月28日

西郷村長 佐藤正博

記

1. 期 日 平成27年9月3日
2. 場 所 西郷村議会議事堂
3. 付議事件
 - (1) 議長の選挙について
 - (2) 会議録署名議員の指名について
 - (3) 会期の決定について
 - (4) 副議長の選挙について
 - (5) 議席の指定について
 - (6) 常任委員会委員の選任について
 - (7) 常任委員会委員長、副委員長の選任について
 - (8) 議会運営委員会委員の選任について
 - (9) 議会運営委員会委員長、副委員長の選任について
 - (10) 白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の選挙について
 - (11) 議案第57号 除染対策事業平成26・27年度債務負担行為谷津田地区仮置場造成工事（第2工区）請負変更契約について
 - (12) 議案第58号 平成27年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - (13) 議案第59号 平成27年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

応 招 不 応 招 議 員

・ 応招議員（16名）

1 番 松 田 隆 志 君	2 番 高 橋 廣 志 君	3 番 真 船 正 康 君
4 番 鈴 木 勝 久 君	5 番 佐 藤 厚 潮 君	6 番 南 館 かつえ君
7 番 藤 田 節 夫 君	8 番 金 田 裕 二 君	9 番 秋 山 和 男 君
1 0 番 矢 吹 利 夫 君	1 1 番 上 田 秀 人 君	1 2 番 後 藤 功 君
1 3 番 佐 藤 富 男 君	1 4 番 大 石 雪 雄 君	1 5 番 真 船 正 晃 君
1 6 番 白 岩 征 治 君		

・ 不応招議員（なし）

平成27年第1回西郷村議会臨時会

議事日程（1号）

平成27年9月3日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 議長の選挙について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 副議長の選挙について
- 日程第 6 議席の指定について
- 日程第 7 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 常任委員会委員長、副委員長の選任について
- 日程第 9 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第10 議会運営委員会委員長、副委員長の選任について
- 日程第11 白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の選挙について
- 日程第12 議案第57号 除染対策事業平成26・27年度債務負担行為谷津田地区仮置場造成工事（第2工区）請負変更契約について
- 日程第13 議案第58号 平成27年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第59号 平成27年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 追加日程第1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第2 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 追加日程第3 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 追加日程第4 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第15 閉会

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 佐藤厚潮君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	芳賀盛男君
参事兼 総務課長	山崎 昇君	参事兼 税務課長	金田昭二君
参事兼 住民生活課長	相川 博君	参事兼 放射能対策 課長	藤田雄二君
福 祉 課 長	中山隆男君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	伊藤秀雄君	農 政 課 長	東宮清章君
建 設 課 長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
参事兼 上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤 田 哲 夫	次 長 兼 議事係長兼 監査委員書記	黒 須 賢 博
庶務係長	相川佐江子		

◎臨時議長紹介

○議会事務局長（藤田哲夫君） 皆さん、おはようございます。

議会事務局長の藤田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議に先立ちまして、議会事務局から事務連絡を申し上げます。

携帯電話の使用についてであります。議場内においては全ての方が電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

続きまして、本日の会議のことについて述べます。

本日の臨時会は、先日8月28日から任期が始まりました第34期西郷村議会議員構成による一般選挙後に行われる初めての議会となります。したがって、本日の臨時会の議事の進行につきましては、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことと規定されておりますので、ここで年長の議員として、白岩征治議員をご紹介いたします。

白岩議員、議長席へ移動をお願いいたします。

○臨時議長（白岩征治君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまご紹介をいただきました白岩征治でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時の議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

◎開会と開議の宣告

○臨時議長（白岩征治君） ただいまから平成27年西郷村議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

◎議員自己紹介

○臨時議長（白岩征治君） それでは、日程に入るに先立ち、一般選挙後の初めての議会でありますので、ここで議員と執行部の自己紹介を行います。

最初に、議員の皆さんより自己紹介をお願いします。ただいまの着席順で1番議員よりお願いをいたします。1番議員、自己紹介をお願いいたします。

（着席議席順に自己紹介）

○臨時議長（白岩征治君） これで、議員の自己紹介が終わりました。

◎村長あいさつ

○臨時議長（白岩征治君） 次に、一般選挙後の初めての議会でございますので、ここで村長より挨拶をいただきたいと思います。その後、副村長、教育長の自己紹介に続きまして、総務課長より執行部職員の紹介をお願いいたします。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 本日ここに新たに選出されました議員の皆様をお迎えし、ご挨拶を申し上げる機会を得ましたことは、私にとりましてもまことに光栄に存ずる次第でございます。村民の信頼と期待を一身に背負って当選を果たされ、ここに初議会を開催できますことは、村民ともどもご同慶にたえない次第でございます。

西郷村は、先人、先輩議員、そして皆様方のご努力、ご尽力により順調に発展して

まいりました。しかしながら、平成23年3月東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故によりまして状況は一変し、住民、企業、そして行政もその復興、放射能対策に追われてまいりました。一刻も早く住民生活を安定させ、我がふるさとに震災以前の活力と笑顔を取り戻すには、今後ともこれらの問題に的確に対処していかなければなりません。

今年8月末現在、村内の住宅除染は6,965戸の計画戸数に対して、完了は6,000戸を超え、年度内の全戸完了に向けて努力をしているところでございます。そして、本年度は地方創生総合戦略の策定、さらに第4次総合振興計画の策定などを進めてまいり年になっております。何とぞ皆様方のご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

終わりに、議員の皆様方の一層のご活躍、ますますのご健勝を祈念申し上げまして、挨拶といたします。

○臨時議長（白岩征治君） 村長のご挨拶が終わりました。

◎副村長、教育長、執行部職員、議会事務局職員の紹介

○臨時議長（白岩征治君） 次に、副村長、教育長の自己紹介をお願いいたします。

（副村長、教育長の自己紹介）

○臨時議長（白岩征治君） 次に、総務課長より執行職員の紹介をお願いいたします。

（総務課長より執行部職員紹介）

○臨時議長（白岩征治君） 次に、議会事務局職員の自己紹介をお願いします。

（議会事務局職員 自己紹介）

○臨時議長（白岩征治君） 紹介が全部終わりました。

それでは、本日の日程に入ります。

◎仮議席の指定について

○臨時議長（白岩征治君） 本日の議事日程は、あらかじめお配りしてある議事日程表のとおりであります。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席している議席といたします。

◎議長の選挙について

○臨時議長（白岩征治君） 次に、日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉鎖します。（議場閉鎖）

○臨時議長（白岩征治君） ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第1項及び第2項の規定により、立会人に、南館かつえ君、藤田節夫君、高橋廣志君の3名を指名いたします。

投票は単記無記名で行います。候補者の氏名のみ記入をしていただきます。

それでは、投票用紙を配ります。（投票用紙配付）

○臨時議長（白岩征治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○臨時議長（白岩征治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検いたします。立会人の方は、投票箱の点検をお願いいたします。

（投票箱点検）

異状ありませんか。

（「なし」という声あり）

○臨時議長（白岩征治君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。
事務局長。

（事務局長の点呼により仮議席1番から順次投票）

○臨時議長（白岩征治君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○臨時議長（白岩征治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。（投票完了）

開票を行います。南館かつえ君、藤田節夫君、高橋廣志君の3名の開票の立ち会い
をお願いいたします。（開票）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、白票4票で、有効投票のうち白岩征治が10票、
上田秀人君2票、白票が4票です。

以上のとおり、この選挙の法定得票は4票ですので、白岩征治の得票数はこれを超
えております。したがって、私、白岩征治が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。（議場開鎖）

◎議長あいさつ

○臨時議長（白岩征治君） ただいまの選挙結果、私が議長に当選いたしました。よって、
会議規則第33条第2項の当選の告知を省略するとともに、ここで私から議長当選の
承諾及び挨拶のお時間をいただきたいと思えます。

○議長（白岩征治君） それでは、一言ご挨拶申し上げます。

このたび不肖私、議員の皆さんのご推薦をいただき、西郷村議会議長の要職につか
せていただくことになりました。身に余る光栄と責任の重責を感じているところでご
ざいます。これもひとえに議員皆様方のご厚意によるものと厚く御礼と感謝を申し上
げます。

今後、議会運営につきましては、議会運営委員会の意思を尊重しながら、議会が円
満に運営されますよう、誠心誠意努力をする所存であります。今後は議員皆様のご協
力とご支援をいただきながら、職務を全うしてまいりたいと思えますので、よろしく
ご協力のほどお願いを申し上げまして、就任の挨拶といたします。

○臨時議長（白岩征治君） これで臨時議長の職務を全部終了いたしました。

◎休憩の宣告

○臨時議長（白岩征治君） ここで暫時休憩いたします。

(午前10時27分)

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

(午前10時27分)

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） 会議に先立ちまして、上着を脱いで結構でございますので、暑い方は上着を脱いでいただきたいと思います。

ここで、議長より諸般の報告をいたします。

村長より、広報用写真撮影の依頼があり、これを許可したのでご報告いたします。

次に、西郷村議会議員名簿及び西郷村執行機関機構図並びに西郷村議会関係の例規集、西郷村議会開催の日程（案）を配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明のため執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきました。本日の会議には、村長、副村長、教育長、各担当課長が出席をしております。

それでは、議事日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（白岩征治君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

仮議席4番、矢吹利夫君、仮議席5番、鈴木勝久君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（白岩征治君） 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

おはかりをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間をしたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定をいたしました。

◎副議長の選挙について

○議長（白岩征治君） 次に、日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。(議場閉鎖)

○議長（白岩征治君） ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、仮議席6番の秋山和男君、仮議席7番の真船正晃君、仮議席8番の後藤功君の3名を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げますが、投票は単記無記名で行いますので、候補者の氏名のみ記入をしていただきたいと思います。

それでは、投票用紙を配ります。(投票用紙配付)

○議長（白岩征治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（白岩征治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。立会人の方は、投票箱の点検をお願いいたします。

（投票箱点検）

異状ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

議会事務局長。

（事務局長の点呼により仮議席1番から順次投票）

○議長（白岩征治君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。（投票完了）

開票を行います。仮議席6番の秋山和男君、仮議席7番、真船正晃君、仮議席8番、後藤功君の3名は開票の立ち会いをお願いいたします。（開票）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票12票、白票4票です。結果は次のとおりであります。真船正晃君10票、藤田節夫君2票、白票4票であります。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票です。したがって、真船正晃君が副議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。（議場開鎖）

◎副議長あいさつ

○議長（白岩征治君） ただいま副議長に当選された真船正晃君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

真船正晃君の副議長当選の承諾及び挨拶を求めます。真船正晃君。

○副議長（真船正晃君） 7番、真船正晃です。

ただいま議員の皆様のご支援を賜りまして、副議長を就任することになりました。もとより微力ではありますが、白岩議長を支え、よき相談相手となれるよう、これからも一生懸命努力し、精進してまいりたいと思います。

そして、この西郷村をさらに住みよい、住んでいる方が喜んでいただけるような、そういう村づくりのために一生懸命頑張ったいと思いますので、議員の皆様もさらになお一層のご協力、ご支援を賜りますよう、よろしくご申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 副議長当選の承諾と就任の挨拶が終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで暫時休憩いたします。

(午前10時45分)

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

(午前10時46分)

◎議席の指定について

○議長（白岩征治君） 次に、日程第6、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議員の議席は議長が定めることになっておりますので、議席は議長において指定いたします。議席番号と氏名を事務局長に朗読をさせます。事務局長。

○議会事務局長（藤田哲夫君） それでは、本議席の番号並びに氏名を読み上げます。

1番	松田隆志議員	2番	高橋廣志議員	3番	真船正康議員
4番	鈴木勝久議員	5番	佐藤厚潮議員	6番	南館かつえ議員
7番	藤田節夫議員	8番	金田裕二議員	9番	秋山和男議員
10番	矢吹利夫議員	11番	上田秀人議員	12番	後藤 功議員
13番	佐藤富男議員	14番	大石雪雄議員	15番	真船正晃副議長
16番	白岩征治議長				

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 点呼が終わりました。

ただいまの朗読のとおり議席を指定いたします。規定された議席に着席をお願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

(午前10時48分)

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

(午前10時49分)

◎常任委員会委員の選任について

○議長（白岩征治君） 次に、日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任方法について、どのような方法で選任したらよいか、おはかりをいたします。

前回は、まず所属したい常任委員会の希望を出していただいて、もし重複しました場合は議長と副議長で調整をさせていただきました。前回と同じ方法で異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

それでは、前回と同じ方法で選任することに決定いたしました。

ここで、常任委員会希望用紙を配付しますので、第1希望、第2希望を記入し、議会事務局へ提出をお願いします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午前10時51分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前10時52分）

○議長（白岩征治君） 用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時52分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前10時59分）

○議長（白岩征治君） 今集計をしていただいたことについて、なかなかダブっているところもございますので……。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで午後1時まで休憩をしたいと思います。よろしく願いいたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、再開いたします。

（午前11時01分）

○議長（白岩征治君） 今、皆さんから希望を出していただいた件についてご報告をして、それによって調整をしたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

総務常任委員会が3名……（不規則発言あり）大変申しわけございませんでした。今1時間という休憩をとったんですけれども、この時間についてなかなか時間もかかるとお思いますので、事務局の方でも相談しまして1時という声が出たんですけれども、この1時までの休議をとったほうがいいのか、皆さんにおはかりしたいと思います。

（「異議なし」という声あり）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めまして、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時02分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） ただいま休議中に常任委員会の希望を取りまとめ、議長並びに副議長で調整をいたしました。なかなかまだ調整が整っておりませんので、ここで

1時間の休憩を取りたいと思いますが、おはかりいたします。異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) 異議なければ、ここで1時間休憩をとって再度調整をしたいと思
いますので、休憩いたします。

(午後1時00分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後2時00分)

○議長(白岩征治君) ただいま休憩中に、常任委員会の希望を取りまとめ、議長並びに
副議長で調整をいたしました。その結果につきまして議会事務局長より報告をさせま
す。議会事務局長。

○議会事務局長(藤田哲夫君) それでは、私のほうから報告させていただきます。

総務常任委員会委員 南館かつえ議員、松田隆志議員、真船正晃議員、
上田秀人議員、鈴木勝久議員。

産業建設常任委員会委員 矢吹利夫議員、金田裕二議員、高橋廣志議員、
後藤 功議員、大石雪雄議員。

文教厚生常任委員会委員 佐藤厚潮議員、真船正康議員、秋山和男議員、
藤田節夫議員、佐藤富男議員。

以上のとおり報告させていただきます。

○議長(白岩征治君) 常任委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第4条第
1項の規定により、ただいま議会事務局長から報告があったとおり選任いたしました。

(「議長」という声あり)

○議長(白岩征治君) 4番鈴木勝久君。

○4番(鈴木勝久君) 今の裁定でございますが、私の希望は産業建設委員に希望してお
りました。そこを外して総務委員に任命した、その議長の理由並びに残留された方々
がなぜそこに残ったか、その理由を聞きたいと思えますけれども、よろしくお願いい
たします。

○議長(白岩征治君) 4番、鈴木勝久君の質疑にお答えいたします。

再三何度か調整をいたしました。なかなか決まらないもので、最終的には議長と副
議長で調整をしていただきまして、前回と同じ方法でご異議ありませんかというよう
なことで承認をいただいていたものですから、なかなか _____ 発言取り消し
_____ というようなことで、このような結果になりましたので、ご理解を賜りた
いと思います。4番鈴木勝久君。

○4番(鈴木勝久君) 4番鈴木勝久です。

質問の趣旨は、なぜ私をおろして、他の委員がそこに残留したか、その個々人の議
長が判定した理由でございます。それをお教えてください。

○議長(白岩征治君) 鈴木勝久君にお答えいたします。

再三時間をかけて調整をいたしたところ、なかなかやはり皆一人ひとりが理由がありまして、どうしても動けないというようなことをごさいますて、前回は議長一任というようなことで前回は議長が最後に指名したという経緯もごさいますので、それでご理解をいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 私が知りたいのは、なぜ私が総務委員に移されたか、その理由でございます。また、その残留された委員の方々が個人5名おりますけれども、その人たちがなぜそこに残るようになったか、その個人々の理由でございます。

○議長（白岩征治君） お答えいたします。

いろいろ前にも申し上げましたように、再三審議をし、調整をいたしました。やはり鈴木勝久君が総務常任委員に一番適しているのではないかというようなことで、総務常任委員会のほうに指名をさせていただいた次第です。よろしくご理解を賜りたいと思ひます。4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 私のその総務委員に適している理由、それはちょっとはつきりわからないんですけれども、あとは残留された委員方がなぜそこに残ったか、その理由と、もう一度お聞かせください。

○議長（白岩征治君） お答えいたします。

何度も申し上げますように、再三本当にいろいろ皆さん一人ひとりを呼んでいただいて、そして調整をしたところが、なかなかやはり意思もかたいというようなことがありまして、これまではいつまでたっても決まらないというようなことがございまして、それで一応を議長、副議長にお任せするというようなことをごさいますので、それらについて選任をしたところでありまして、ご理解を賜りたいと思ひます。4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 再三言っておりますけれども、この委員が産業建設委員で適当だと認めた理由です。あと、私が総務委員が適していると思った、そう思った議長の理由でございます。それをお答え願ひしますか。

○議長（白岩征治君） お答えいたします。

総務常任委員の常任委員会は、大変財政的ないろんな問題もございまして、そういう意味から勝久君も人生の経験者としてやはり商売もやっている関係上、そういうふうな面でも大分明るいんじゃないかなというような関連で、やっぱり一番適している人ではないかというようなことで選任をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと思ひます。4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 4番鈴木勝久です。

私が産業建設委員に行きたいと思った理由は、ほかにございます。議長が私を総務委員会にそのような理由で推薦されたことは大変うれしいでございしますが、じゃ、他の委員の方々はなぜそこに残留させたか、その理由もわかりましたら聞きたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 金田です。

一応、議長、副議長に調整のほうを一任されたわけなんで、どれがどういう理由だとかこういう理由だといったことを一人ひとり、あんたはこういう理由で誰々さんはこういう理由でこうしましたという、その説明責任というのはあるのか、私は不思議であります。どうしても納得ができないということであれば、採決をもって決定すべきだと思っております。どうしてもという場合です。

以上です。

○議長（白岩征治君） 議事進行は議長に対しての質疑でございますので、よくその辺をご理解をして進めていきたいと思えます。12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） ただいま各常任委員会の委員の所属先のことで今議長から発表がありました、鈴木勝久君が産業経済委員会に希望しておられると。私もそうなんです、それで議長が裁定すること、それはそれとしても、その前にやはり機会というものは何人が希望されているか私はわかりませんが、しかし全員がその希望に沿うような、それはじゃ何で決めるんだと。全部その機会というものを公平に与えるべきじゃないかと。その最終的な手段は何かといたら、くじ引きか何かをしなければいけないでしょう。なぜ鈴木勝久君に今議長が、あなたは商売をやっているからそっちのほうがいいんだとか、そんな余計な本人が申されているわけじゃない、勝手にそういう理屈をつけて、そんなことで決めていいのかと。

だから、私は産業経済委員会に定員以上のオーバーをしたと、そういう現実があるならば、全員に機会を与えるような方法があるでしょう。世の中ではみんなそういう多数が応募した場合はくじ引きで決めるとか、これが一番筋じゃないですか。なぜ議長、副議長がもう一任されたとか、そんなことで鈴木勝久議員だけがそういう機会に合わない、これは非常に不公平だと思いますよ。

ですから、どうしてもそういう調整がつかない場合は、次善の策としてやはりくじ引きなり、そういうことでやるのが私はしかるべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 12番後藤君にお答えいたします。

本当に後藤君から言われるとおりだと思いますが、何度も申し上げますように、議長と副議長に調整をしていただきたいということで承認をいただいて……（不規則発言あり）希望、賛成をとっていないと、報告で……

（「一任なんてしていないんだ。決まるんだったら全部、全員に合うようにやったらいいということだ、公平に。何でそんな鈴木勝久君が商売やっているからなんていう理由をつけるんだ、おかしい。そんなわからないような話をしているんじゃない」という声あり）

○議長（白岩征治君） いや、これについては第1希望と第2希望をとりまして、それでいろいろ副議長とも相談しました結果、このような結果に出ましたので……

12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 議長就任したばかりでこういう一つの難しい問題、難しくはないんですが、一つの調整能力が問われるわけですよ。それで、そういう場合は先ほども申し上げたように、くじ引きなり公平な機会を与えるのがまず筋じゃないですかと。あなたはおりなさいとか、本人が納得しないんだから、じゃほかの者はどうなんだと、そういう全員の皆さんが納得するような、そういうことでやるのが筋じゃないですかと私は言っているんです。片方だけ何とか我慢してくれないかと、それはおかしいでしょう。

議長、副議長に私は一任にしていませんよ。一任というのは初めからもう一任ですから、希望をとって第1希望、第2希望をとったら、そのように沿うようにしながら、最終的に皆さんが、あくまでもそうだったらこれはもう決まらないから、最終的には公平にくじ引きでも何でもして決めるほかはない、そうしたら従います。そういうことをやはりきちっとするのが筋じゃないですかと。これは議会運営の最初の大事なところですからね、議長。これをいい加減に、あんたは、何回も申し上げますが、商売上手どうのこうのとか、それで一々皆さんそういうことで斟酌してやっているんですか、じゃ。その辺もう少しきちっとやってもらわないと、私は納得しませんよ、これは。

○議長（白岩征治君） それでは、ここでちょっと私も判断しづらいところもありますので、暫時休憩をいたしまして、検討したいと思しますので、ここで休憩いたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午後2時16分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時16分）

○議長（白岩征治君） まだちょっと難しい問題でございますので、ここで時間をとって再度調整をしたいと思っておりますが、時間を午後3時までとりたいと思っておりますが、異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、午後3時まで休憩いたします。

（午後2時16分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時00分）

○議長（白岩征治君） 先ほど勝久君の質疑に対して、なかなか難しい問題でございまして、暫時休憩をいたしまして、議長、副議長で調整をいたしました結果、なかなかまとまらない。鈴木勝久君にも来ていただいたんですけども、納得をしていただけなかったというようなことで、なかなか動かし方が難しいというようなことでございまして、

ここでまた調整の時間が必要なものですから、ここで暫時休憩をいたしまして、再度調整をしたいなど、そんなふうに思いますが、あと1時間ぐらい休憩をとりたいと思いが、異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) ちょっとそれで、今産業常任委員会と総務常任委員会が決まらないというようなことですので、この方と集まって協議したらどうかと、そんなふうにお話をした方がいいのかなと、そんなふうに思うんですけども、いかがでしょうか。文教厚生常任委員会のほうは大体承認していただいているんですけども、なかなか総務と産経のほうは……

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議ないですか、じゃそのようにいたします。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) ここで、暫時休議いたします。

1時間休憩いたします。それでは、午後4時まで休憩いたします。よろしくお願ひします。

(午後3時04分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開をいたします。

(午後4時00分)

○議長(白岩征治君) ただいま休憩中に常任委員会の希望を取りまとめ、議長並びに副議長におきまして調整をした結果、その結果につきまして、議会事務局長より報告をいたします。議会事務局長。

○議会事務局長(藤田哲夫君) それでは、改めまして、私のほうから産業建設常任委員会委員について報告いたします。

産業建設常任委員会委員 矢吹利夫議員、金田裕二議員、高橋廣志議員、
後藤 功議員、鈴木勝久議員。

ここで大石雪雄議員につきましては、総務常任委員会所属というふうなことに報告いたします。よろしくお願ひします。

○議長(白岩征治君) 常任委員会の選出につきましては、委員会条例第4条第1項の規定により、ただいま議会事務局長から報告があったとおりに選任したいと思いが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の委員は、議会事務局長報告のとおり決定をいたしました。ここで、おわび、訂正をさせていただきます。

先ほど鈴木勝久君の____と言ったことに対して、不適切な言葉でございましたので、取り消しをさせていただきます。

◎会議時間の延長の議決

○議長（白岩征治君） ここで、おはかりいたします。

先ほど、議事日程について本日の会議を午後6時までと延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は午後6時まで延長いたします。

◎常任委員会委員長、副委員長の選任について

○議長（白岩征治君） 次に、日程第8、常任委員会委員長、副委員長の選任を行います。

直ちに、常任委員会を開催し、委員長、副委員長の選任を行い、議長に報告を願います。

総務常任委員会は第2会議室で、産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会は議員控室で開催いたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午後4時03分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後4時17分）

○議長（白岩征治君） これより各常任委員会の委員長、副委員長を報告をいたします。

総務常任委員会委員長 南館かつえ君、副委員長 松田隆志君。

産業建設常任委員会委員長 矢吹利夫君、副委員長 後藤 功君。

文教厚生常任委員会委員長 佐藤厚潮君、副委員長 真船正康君。

以上のおり選任されました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（白岩征治君） 次に、日程第9、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任について、どのような方法がよろしいか、おはかりいたします。

なお、前回は、議会運営確認事項のおり各常任委員長が入り、ほかに各常任委員会から1名を選出することで決定をいただき選任いたしました。そのような方法で異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

それでは、前回と同じ方法で選出をいたします。

直ちに、各常任委員会を開催し、議会運営委員会委員を選出の上、議長に報告するようお願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで暫時休憩いたします。

（午後4時19分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後4時24分）

○議長（白岩征治君） ただいま議会運営委員会の委員について議長に報告がありました。

議会運営委員会の委員につきましては、委員会条例第4条第4項の規定により、南館かつえ君、松田隆志君、矢吹利夫君、金田裕二君、佐藤厚潮君、秋山和男君を指名をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の委員には、南館かつえ君、松田隆志君、矢吹利夫君、金田裕二君、佐藤厚潮君、秋山和男君を選任することに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員長、副委員長の選任について

○議長（白岩征治君） 次に、日程第10、議会運営委員会委員長、副委員長の選任を行います。

直ちに、委員長、副委員長を選任し、議長に報告するようお願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午後4時26分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後4時36分）

○議長（白岩征治君） ただいま議会運営委員長、副委員長について議長に報告がありました。

議会運営委員長には、金田裕二君、副委員長には、秋山和男君が選任されました。

◎白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の選挙について

○議長（白岩征治君） 次に、日程第11、白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の選挙を行います。

選出する議員は2名です。どのような方法で選挙したらよいか、おはかりをいたします。

なお、前回は議長一任という声でありました。

（「議長一任」という声あり）

○議長（白岩征治君） 議長一任の声がありますが、これで異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

それでは、議長一任ということですので、ここで選挙方法について副議長並びに議会運営委員長、各常任委員長と協議したいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午後4時37分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後4時44分）

○議長（白岩征治君） ただいま白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の選挙について、副議長並びに議会運営委員長、各常任委員長と協議した結果、選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

おはかりいたします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名推選することに決定をいたしました。

白河地方広域市町村圏整備組合の議会議員に、私、議長の白岩征治並びに松田隆志君の2名を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長が指名いたしました、私、白岩征治と松田隆志君を、白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

したがって、私、白岩征治と松田隆志君が白河地方広域市町村圏整備組合の議会議員に当選をいたしました。

私、慎んでお引き受けをいたします。

ここで、会議規則第33条第2項の規定により、当選された松田隆志君に、本席から当選の告知をいたします。

松田隆志君より当選の承諾及び挨拶を求めます。1番松田隆志君。

○1番（松田隆志君） ただいま白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員に選任されました1番の松田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私も職員時代に2度広域圏のほうに派遣されまして、その経験を生かして、圏域住民のために精いっぱい頑張る所存でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） それでは、一言ご挨拶申し上げます。

このたび白河地方広域市町村圏整備組合の議会の議員の選出に当たり、議員の皆様方のご支援とご協力により選任されました。衷心より御礼と感謝を申し上げます。今

後は西郷村の議会の代表として職務に全うしたいと思いますので、今後とも皆様方のご協力をお願い申し上げて、ご挨拶にかえさせていただきます。

次に、各種団体の委員の条例等により、議員が委嘱を受ける団体があります。これにつきましては、後日常任委員会を開催し、協議したいと思っておりますので、ご了承を願います。

◎議案の上程（議案第57号～議案第59号）

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第12、議案第57号、日程第13、議案第58号、日程第14、議案第59号の3議案を一括上程をいたします。

◎提案理由の説明

○議長（白岩征治君） 提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 平成27年第1回西郷村議会臨時会の開催に当たりまして、提案をいたしました議案の概要につきましてご説明を申し上げます。

本日提案をいたしますのは、議案第57号 除染対策事業平成26・27年度債務負担行為谷津田地区仮置場造成工事（第2工区）請負変更契約についての議案が1件、特別会計補正予算の議案が2件の計3議案でございます。

まず、議案第57号 除染対策事業平成26・27年度債務負担行為谷津田地区仮置場造成工事（第2工区）請負変更契約についてであります。工事内容の変更に伴い、工事金額にも変更が生じたため、工事請負契約の一部変更について議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第58号 平成27年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。過年度の退職者医療交付金の精算返還金を計上するため、歳入歳出予算をそれぞれ組みかえ、補正前と同額の21億5,293万2,000円とするものであります。

議案第59号 平成27年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましても、過年度の社会報酬支払基金精算返還金を計上するため、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ117万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を12億785万3,000円とするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（白岩征治君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（白岩征治君） 続いて、議案第57号に対する細部説明を求めます。放射能対策課長。

（放射能対策課長、議案書により細部説明）

○議長（白岩征治君） 続いて、議案第58号に対する細部説明を求めます。福祉課長。

（福祉課長、議案書により細部説明）

○議長（白岩征治君） 続いて、議案第59号に対する細部説明を求めます。健康推進課

長。

(健康推進課長、議案書により細部説明)

○議長(白岩征治君) 以上で細部説明が終わりました。

◎議案第57号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第12、議案第57号に対する質疑を許します。
11番上田秀人君。

○11番(上田秀人君) 議案第57号について質疑をしたいと思います。

なぜこのような大きな変更が出たのか、もうちょっと詳しい説明をしていただきたいなと思うんです。今回添付していただいたその資料の詳細図のその1ということで、Aブロックのほうの囲みの中に青い数字と赤い数字が書いてありますよね。赤い数字が現在の当初だということで計画数が書いてある。16区画が22区画、あとはその面積なんかはかなり大きく違いが出てきているわけですよね。これは除染するに当たっては、ほぼ計画を立ててやっているといると思うんですよ。ですから、なぜこういうふうに大きな違いが出てきたのか、詳しく教えていただきたいなと思います。

あと、今回本日冒頭に村長のほうから、除染はほぼ終了に近づいてきているというご説明だったものですから、なぜこういう変更が出るのか、もうちょっと詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長(白岩征治君) 放射能対策課長。

○参事兼放射能対策課長(藤田雄二君) 上田議員のご質疑にお答え申し上げます。

なぜこんな大きな増額が出たのかということでございますが、当初このAブロックのほう、予備用地としてこんなに大量に出る予想はしていなかったもので、思った以上に各地区の除染の除去土壌について大量に出ております。というのは、当初家畜改良センター20ヘクタールということで、議員の皆様にご説明いたしました、平成27年度の当初でHブロックということで、上流に変更増設を議会の議員の議決を得まして、今現在造成中なんです、それでもやはり間に合わないということで、各地区に一時保管している場所が30か所ほどあるんですが、それが見込みでかなり増えているということで、南部と北部について間に合わないということで、急遽予備用地としていた先ほど申し上げたところにやらないと間に合わないということで、増額したわけでございます。

以上です。

○議長(白岩征治君) 11番上田秀人君。

○11番(上田秀人君) なぜ増えたのかということをお知らせいただければと思ったんです。というのは、一個一個計画を設計を組んで除染をしていくわけですよね。思ったよりもその土壌の量が多くなるということは、要するに思ったよりも線量が低くならない。当初5センチ除染をする計画だったのが、線量が下がらずに10センチ、15センチまで下げたと。それによってその土量が増えることによって仮置き場、一時保管場所が間に合わなくて、仮置き場を広げるんですよというんであればわかるんですよ。それが、当初その理由がきちんとわからないと、そもそもの最初の設計が間

違えたんじゃないのかというふうに思ってしまうんですけども、そのことはいかがですか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○参事兼放射能対策課長（藤田雄二君） 大変申しわけありません、説明不足で。確かに、上田議員がご指摘のとおり、そういった下がらない部分、それから山林部分、そういった可燃物が増えた要素、そういったものがかなり大きく出ているということで、この仮置きをするために今回予備用地としていたところを早急に造成が容易にできるところなものですから、あえてここ増額した次第でございます。

○11番（上田秀人君） 了解です。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑はありませんか。13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 4点ほどちょっと質疑したいんですが、一つずつ質疑していきたいと思います。

まず1つは、今言われたように除染のフレコンですか、仮置き場に持っていく数が増えているということで、以前の計画ですと36万袋というような話を聞いていたと思うんですが、現在の段階で将来的に最終的に果たして何万袋ぐらいのフレコンバックが出てくるのか、予想している数をちょっとまずお知らせ願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○参事兼放射能対策課長（藤田雄二君） 佐藤富男議員の質疑にお答え申し上げます。

当初36万袋の予想をとということでございますが、現在西郷村全体で約60万袋から70万袋出るだろうと見積もっております。ですから、現在南部仮置き場ですか、こちらに今現在保管している数が18万袋保管しております。さらにこちらに入るのが約30万袋から40万袋入る予定となっております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 次に、このフレコンを中間貯蔵施設に搬出するという事なんですが、この搬出時期、今中間貯蔵施設もまだまとまっていないようですが、おおむね現在のところ環境省等ではいつごろを予定しているのか、知っている範囲で結構です、お願いいたします。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○参事兼放射能対策課長（藤田雄二君） 中間貯蔵への搬入の計画というご質疑でございますが、現在当初予算の中で議員の皆様にご説明しておりますが、パイロット輸送ということで、本来であれば特別地域で9市町村、3月から試験的に輸送をしているんですが、こちらの重点地区の46市町村については、それが終わってからということで、本来であれば5月から6月ごろ搬入予定であったんですが、かなり中間貯蔵の用地交渉が難航しているということで、かなり遅れている。当村の1,000袋のパイロット輸送、試験輸送ですね、こちらの今のところの計画では来年2月ごろになるだろうということを経済省から言われております。

さらに、平成28年度以降については、まだ計画が策定されておきませんので、こ

れがわかり次第、議員の皆様にはお伝えするつもりでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 試験輸送ではなくて、本格的に例えば今回のような谷津田のフレコンの搬出する、これを中間に運ぶんだというようなことでの、いわゆる西郷村に60万袋から70万袋、最終的に来るということなんです、それについての本格的に搬出する時期というのは、平成何年ごろを予定されているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○参事兼放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

パイロット輸送以降、平成28年度以降についてはまだ環境省のほうから示されておりませんが、かなりの中間貯蔵の用地交渉が困難していると、難航しているということで、平成28年度以降についてはまだ示されておりません。示されましたら、議員の皆様にお知らせしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） 仮置き場30か所ということで、これも実際に村の仮置き場に運ぶのにもかなり時間を要するようふうに思います。大変なご苦労だとは思いますが、これを仮置き場に運んで、それを今度中間貯蔵施設に運ぶということでございますが、もうあのフレコンバックも耐用年数が大体3年から5年、長くて7年ということなんですね。そうしますと、非常に恐らく今のところの環境省のいわゆる向こうの中間貯蔵施設の用地買収も造成工事も含めて考えると、果たしてこれは耐用年数内のできるのかなという危惧が出てきます。

ただ、これについては今ここで議論することを避けますけれども、非常に心配はしております。そのフレコンバックを直接例えば谷津田から中間貯蔵施設へ運ぶ、北部から運ぶじゃなくて、いわゆる村のほうをとっては、環境省ではどこかの1か所にその中継所を設けて、それをそこに集めてから搬出するという計画みたいですが、西郷村の場合は、それをどこの場所に中継所をつくっていくのかという予定とか計画がもしあるのであれば、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○参事兼放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

今のところ西郷村については、仮置き場から直接中間貯蔵のほうに搬入する計画でございます。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そうしますと、例えばこの搬出についても非常に沿線の住民の方々に対するやっぱり配慮、いわゆる2次公害、3次公害を考えると、非常に慎重にしなければならない。搬出計画というものもしっかり立てていかなければならない。そしてまた、搬出する業者もこれはしっかりとした業者に発注するんでしょうけれども、これを果たして搬出業者を西郷村が指名して業者を決めて発注するのか、もしくは

は県または国がそういう業者を指定して、発注してやるのか、これについてはどのような計画になっていますか。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○参事兼放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

これは、中間貯蔵の運搬につきましては国が発注します。それで、先ほど申しあげました積み込み場を村が設置した場合は、そこまでは村がやるということなんですが、当村については仮置き場から直接持って行きますので、そういったものは出てこない。仮置き場の維持管理は村がやるようになりますが、中間貯蔵施設のほうに搬入するものについては、国のほうが直接発注するような形になると思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） その場合に、例えばフレコンも1つ1トンですか、それを1台のトラックに例えば何個積めるのか、また積む計画なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○参事兼放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

10トンダンプであれば7立米、要するに7トンが積載量なんです。そうしますと、大体フレコンバックは1トンから1.5トン、6個から7個となります。それから、ロングボディーについては、それぞれの制限積載量がありますので、10個から12個、そういった内容になると思います。

それから、沿線のそういった今現在のダンプの運行ですね、迷惑がかかると思うんですが、今現在の試算でいきますと、マックスでも西郷村に入るのは50台ぐらいだろうと思っております。そうしますと県46市町村一遍に運ぶとなると、台数も限られます。中間貯蔵施設の周辺で大混雑になりますので、それ以上の台数は入れられないと思っております。ですから、西郷村では今現在試算をしておりますが、最大でも50台が最高だろうと思っております。ですから、かなりの年数がかかるということをお考えしておりますので、早急に中間貯蔵の施設の用地をまとめて、早く搬出できるように環境省のほうに申し出をしているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そうしますと、例えば50台のトラック、10トン車以上のトラックが1日何往復するかわからないんですが、これがやっぱり村の生活道路を通過して、高速道路を通過していくのかな、恐らくでしょうけれども、かなり住民のまた苦情等も出てくると思うんです。それで、50台のトラック、そうすると1日50台が走ったとして、例えば6個から7個、7個として350個ですか、1日1往復ぐらいですか。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○参事兼放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

西郷村南部仮置き場から中間貯蔵施設までは約180キロ程度あると思います。経

路につきましては、白河インター、白河中央インター、それから矢吹からトライアングルハイウェイですね、要するに平田村、小野町を通りまして、磐越自動車道を通りますと大体約180キロぐらいになると思います。ですから、10トンダンプで1往復すればエンドかなと、1往復、1回運んで終わりです。

○13番（佐藤富男君） 1日に何回ぐらい、何往復。

○参事兼放射能対策課長（藤田雄二君） 先ほど50台と申し上げましたが、50台は積んでいって戻ってくるだけということになりますので、試算すると7年から10年かかるであろうと思っております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番佐藤富男君。

○13番（佐藤富男君） そのいわゆる60万袋から70万袋、最終的に出てくると、これは大変な数でご苦労さまですが、これを50台のトラックでやったとしても、7年から10年かかるという試算をされていますよね、今。その間、これは非常に問題になるのは、今何年も前から言っていますけれども、そういったものがもう耐用年数がフレコンはみんな3年、5年、7年とすると、当然間に合わない。つり上げることができないみんな壊れてしまうということで、それをまた積みかえしなければならないですよ。そういう手間暇をかけると、恐らくそういった目で見れば用地買収等を含めれば10年ぐらいかかるのかな。これを住民にいわゆるフレコンを10トントラックが毎日毎日、土曜日曜を抜いたとしても、これを7年、10年やられたら大変なことになってくると思うんですが、これらについてもう少し、今日はこれで結構ですけども、もう少し国の考え方とか計画、住民に対するものについてもできれば早目に議員のほうにもちょっとお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○参事兼放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

議員のご指摘のとおり、県と環境省とよく協議をしまして、早急に短期間に7年、10年と言わずに、ただこの限度がありますので、その辺は住民に迷惑がかからないように計画をしていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第57号 除染対策事業平成26・27年度債務負担行為谷津田地区仮置場造成工事（第2工区）請負変更契約について、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第13、議案第58号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第58号 平成27年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第14、議案第59号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第59号 平成27年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午後5時19分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後5時22分）

○議長（白岩征治君） 会議時間の延長について、議会運営委員会を要請いたします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午後5時23分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後 5 時 2 5 分）

◎追加日程の議決

○議長（白岩征治君） ここで、各委員長から会議規則第 7 5 条の規定により、所管事務調査及び所掌事務調査について閉会中の継続調査の申し出がありました。

おはかりいたします。

それぞれの閉会中の所管事務及び所掌事務の調査の件について、日程第 1 4 の次に追加し、追加日程第 1 から第 4 として議題とすることにご異議ありませんか。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

（午後 5 時 2 7 分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後 5 時 3 1 分）

○議長（白岩征治君） 先程、議運要請をいたしましたでしたが、取り消しをさせていただきます。

次に、議会運営委員会並びに常任委員会の閉会中の調査を許可いたします。

ここで、発言の訂正をさせていただきます。

私、臨時議長の職務において本日議長選挙における報告の際に、法定得票数を 4 票と申し上げましたが、正しくは 3 票でありましたので、ここに発言を訂正いたします。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数値などの……

（「閉会中の所管事務調査のところ、そこはおかしくなかったか、大事なことです、大変なことになるぜ、終わっちゃうと」という声あり）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 暫時休憩いたします。

（午後 5 時 3 3 分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後 5 時 3 5 分）

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（白岩征治君） 各委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、所管事務調査及び所掌事務調査について閉会中の継続調査の申し出がありました。

おはかりします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることについて賛成議員の

挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任いただきたいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

◎閉議の宣告

○議長(白岩征治君) 異議なしと認め、会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(白岩征治君) 以上をもちまして、平成27年第1回西郷村議会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

(午後5時36分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年9月3日

西郷村議会 臨時議長 白 岩 征 治

議 長 白 岩 征 治

署名議員 矢 吹 利 夫

署名議員 鈴 木 勝 久